

令和6年度交通空白地輸送確保支援業務委託仕様書（案）

長野県企画振興部
交通政策局交通政策課

この仕様書は、令和6年度交通空白地輸送確保支援業務を委託するに当たり、その仕様等に関して必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

令和6年度交通空白地輸送確保支援業務

2 委託業務の目的

少子化・人口減少の急速な進行などにより公共交通の利用者数が長期的に減少し続けていることに加え、運転手をはじめとする担い手不足の深刻化による路線バスの減便・廃止等が相次いでおり、地域公共交通は厳しい状況に置かれている。

本県においては、令和6年6月に策定した「長野県地域公共交通計画」において、目指す将来像に「自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する」ことを掲げ、関係者と連携し、既存の公共交通機関だけでは地域住民等の移動ニーズに対応することが困難な交通空白地における移動の確保に向けて取組を進めているところである。

これらを踏まえ、本業務においては、県内の交通空白地を調査して現状を把握するとともに、市町村やNPO法人等による自家用有償旅客運送等の活用も含め、交通空白地における地域住民等の移動手段の確保を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年11月1日まで

4 委託業務の内容

●交通空白地の調査及び分析

県内の交通空白地を調査し、可視化（マップ化）した上で分析する。なお、交通空白地の考え方は以下のとおりとする。

○交通空白地の考え方

①「公共交通沿線地域」（徒歩圏）の範囲外の（＝鉄道駅から800m以上かつバス停から300m以上の距離がある）地域であって、②タクシーが恒常的に30分以内に配車されない（＝タクシー事業者の営業所から15km以上の距離がある）地域

（「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年8月国土交通省作成）及び「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）より）

《留意事項》

- ・ 市町村等が実施している区域運行（デマンド交通）を反映すること。
- ・ バス停の位置情報は整備済みの GTFIS-JP を活用するほか、未整備の路線については市町村の公式ホームページ等に掲載されている情報からバス停の位置を反映すること。
- ・ 調査結果（マップ化したもの）は、県内市町村へ提供の上、自家用有償旅客運送の導入を含めた地域公共交通のあり方検討における参考資料として使用されることを想定し、分かりやすく可視化されたものであること。
- ・ 成果品は、全県単位、広域圏単位、市町村単位でそれぞれ、以下のア～ウと A～C を掛け合わせたマップとすること。

ア ①かつ②を満たす地域を抽出した図

イ ①を満たす地域を抽出した図

ウ ②を満たす地域を抽出した図

A 人口密度を示した図

B 18歳以下人口割合を示した図

C 75歳以上人口割合を示した図

- ・ 調査結果を基に、市町村別に交通空白地に居住する人口割合を分析すること。

5 関係資料の貸与

- (1) 本業務の遂行に必要な委託者が保有する資料については、可能な限りこれを貸与すること。
- (2) 本業務遂行のために必要となる関係資料等については、委託者に貸出しを申し出た上で貸与を受けること。なお、貸与する資料等を第三者に貸与することや、これによって知り得た情報を第三者に公表することを行ってはならない。

6 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分な協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整が必要な場合や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議を行った上で実施すること。